

「株式投資契約書」作成上の注意点について

(1) エンジェル税制で締結が求められる「投資契約書」について

エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、その手続きを確実かつ円滑に進めるために、以下の事項等に関する所定の条文を含んだ「投資契約書」を、エンジェル税制の適用を受ける個人投資家と会社との間で締結する必要があります。(払込後確認申請や、個人投資家の確定申告の際に、契約書の写しの提出が求められます。)

- ・ 会社及び投資家のそれぞれが、エンジェル税制の要件を満たす旨を約束すること
- ・ 会社及び投資家が互いに、エンジェル税制の適用に必要な情報や書類を提供すること

具体的な条文は、別途公開されている様式集(様式集の参考10)をご参照ください。また、各条文に掛かっている内容については、別途公開されている資料をご参照ください。

(2) 投資契約書に関する追加覚書(以下、追加覚書といいます。)について

すでに会社と個人投資家との間で株式投資契約書を締結しているものの、上記で述べたようなエンジェル税制の優遇措置を受けるための条文がない場合は、会社と個人投資家との間で所定の条文を含む追加覚書(様式集の参考11-1)を別途締結してください。

(3) 租税特別措置法施行規則等の条項数について

以上のように、株式投資契約書や追加覚書にはエンジェル税制の優遇措置を受けるために必要不可欠な条文を盛り込む必要がありますが、これら条文の中では関係法令(租税特別措置法施行規則・中小企業等経営強化施行規則)の特定の条項を参照しています。

これら関係法令は過去、何度か改正が行われ、条項の番号が変更になっていますので、株式投資契約書や追加覚書を作成するにあたっては、契約締結日を基準に参照先として適切な条項の番号を記載する必要があります。

例えば、株主との契約日が令和元年7月16日から令和2年3月31日までの場合は、株式投資契約書の第4条第1項の1行目の引用条項については、「基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省第15号）第18条の15第7項第1号イに規定する。」と記載する必要があります。（令和2年4月1日以降の第7項の部分は第8項に変更になっています。）

そのために、契約締結日に合わせた適切な様式集を使用した上で、関係法令の条項の番号を契約締結日に合わせて書き換えるようにしてください。

使用する様式集

- ① 契約締結日が令和3年8月2日以降の場合

https://angel-tax.tokyo/document/doc-example_a.docx

- ② 契約締結日が令和2年4月1日～令和3年8月1日の場合

https://angel-tax.tokyo/document/doc-example_b.docx

- ③ 契約締結日が令和2年3月31日以前の場合

※ お問い合わせ窓口まで別途ご相談いただくか、後段の別表を参照の上、関係法令の条項の番号を書き換えてください

別表

株式投資契約書の契約締結日に応じた関係法令の条項数の対応表

	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	平成 31 年 4 月 1 日 ～令和元年 7 月 15 日	令和元年 7 月 16 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 8 月 1 日	令和 3 年 8 月 2 日以 降
改定された法令 の種類と改正日	租税特別措置法施行 規則(平成 26 年 4 月 1 日)	租税特別措置法施 行規則(平成 31 年 4 月 1 日)	中小企業等経営強化 法施行規則(令和元 年 7 月 16 日)	・租税特別措置法施行 規則(令和 2 年 4 月 1 日) ・中小企業等経営強化 法施行規則(令和 2 年 4 月 1 日)	・中小企業等経営強化 法施行規則(令和 3 年 8 月 2 日)
株式投資契約書 第 4 条第 1 項 1 行目	租税特別措置法施行 規則第 18 条の 15 第 8 項第 1 号イ	租税特別措置法施 行規則第 18 条の 15 第 7 項第 1 号イ	租税特別措置法施行 規則第 18 条の 15 第 7 項第 1 号イ	租税特別措置法施行 規則第 18 条の 15 第 8 項第 1 号イ	租税特別措置法施行 規則第 18 条の 15 第 8 項第 1 号イ
株式投資契約書 第 4 条第 1 項 4 行目	租税特別措置法施行 規則第 19 条の 11 第 7 項第 1 号イ	租税特別措置法施 行規則第 19 条の 11 第 7 項第 1 号イ	租税特別措置法施行 規則第 19 条の 11 第 7 項第 1 号イ	租税特別措置法施行 規則第 19 条の 11 第 8 項第 1 号イ	租税特別措置法施行 規則第 19 条の 11 第 8 項第 1 号イ
株式投資契約書 第 5 条第 1 項 1 行目	租税特別措置法施行 規則第 18 条の 15 第 8 項第 2 号	租税特別措置法施 行規則第 18 条の 15 第 7 項第 2 号	租税特別措置法施行 規則第 18 条の 15 第 7 項第 2 号	租税特別措置法施行 規則第 18 条の 15 第 8 項第 2 号	租税特別措置法施行 規則第 18 条の 15 第 8 項第 2 号
株式投資契約書 第 5 条第 1 項 2 行目	同令第 19 条の 11 第 7 項第 2 号	同令第 19 条の 11 第 7 項第 2 号	同令第 19 条の 11 第 7 項第 2 号	同令第 19 条の 11 第 8 項第 2 号	同令第 19 条の 11 第 8 項第 2 号

株式投資契約書 第5条第2項	中小企業等経営強化 法施行規則第3条第 1項各号	中小企業等経営強 化法施行規則第3 条第1項各号	中小企業等経営強 化法施行規則第9条第 1項各号	中小企業等経営強 化法施行規則第9条第1 項各号	中小企業等経営強 化法施行規則第8条第1 項各号
株式投資契約書 第5条第3項	規則第4条の2第1 項各号に掲げる要件 のいずれかに該当す る	規則第4条の2第 1項各号に掲げる 要件のいずれかに 該当する	規則第11条第1項 各号に掲げる要件の いずれかに該当する	規則第11条第1項第 1号又は第2号及び 第3号に該当する	規則第10条第1項第 1号又は第2号及び 第3号に該当する
株式投資契約書 第5条第4項	4. 基準日以後遅滞 なく、規則第5条に 規定する手続（乙が 寄附金控除に係る規 定の適用を受けよう とする場合（甲が同 令第4条の2第1項 の確認を受けていな い場合に限る。）に は、同令第5条の2 に規定する手続）を 行い、同令第5条第 4項に規定する確認 書を乙に交付するこ と。	4. 基準日以後遅 滞なく、規則第5条 に規定する手続 （乙が寄附金控除 に係る規定の適用 を受けようとする 場合（甲が同令第4 条の2第1項の確 認を受けていない 場合に限る。）に は、同令第5条の2 に規定する手続） を行い、同令第5条 第4項に規定する 確認書を乙に交付 すること。	4. 基準日以後遅滞 なく、規則第12条に 規定する手続（乙が 寄附金控除に係る規 定の適用を受けよう とする場合（甲が同 令第11条第1項の 確認を受けていない 場合に限る。）には、 同令第13条に規定 する手続）を行い、 同令第12条第4項 に規定する確認書を 乙に交付すること。	4. 基準日以後遅滞な く、規則第12条に規 定する手続（乙が寄附 金控除に係る規定の 適用を受けようとし る場合（甲が規則第11 条第1項の確認を受 けていない場合に限 る。）には、規則第13 条に規定する手続）を 行い、規則第12条第 4項に規定する確認書 を乙に交付すること。	4. 基準日以後遅滞な く、規則第11条に規 定する手続（乙が寄附 金控除に係る規定の 適用を受けようとし る場合（甲が規則第10 条第1項の確認を受 けていない場合に限 る。）には、規則第12 条に規定する手続）を 行い、規則第11条第 4項に規定する確認書 を乙に交付すること。

<p>株式投資契約書 第5条第5項</p>	<p>5. 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号に掲げる明細書（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第19条の11第7項第3号に掲げる明細書）を作成し、乙の求めに応じて交付すること。</p>	<p>5. 租税特別措置法施行規則第18条の15第7項第3号に掲げる明細書（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第19条の11第7項第3号に掲げる明細書）を作成し、乙の求めに応じて交付すること。</p>	<p>5. 租税特別措置法施行規則第18条の15第7項第3号に掲げる明細書（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第19条の11第7項第3号に掲げる明細書）を作成し、乙の求めに応じて交付すること。</p>	<p>5. 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号に掲げる明細書（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第19条の11第8項第3号に掲げる明細書）を作成し、乙の求めに応じて交付すること。</p>	<p>5. 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号に掲げる明細書（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第19条の11第8項第3号に掲げる明細書）を作成し、乙の求めに応じて交付すること。</p>
---------------------------	---	---	---	---	---

(注) 追加覚書は株式投資契約書に準じます。